

儲かる農業を実現するための機械・施設等を導入したい

事業名	儲かる産地支援事業
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	生産性の向上や付加価値の向上、ICTや高性能機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組の導入を進め、収益性の高いモデル的な担い手農家の育成を通し、「儲かる農業」の実現を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体（事業対象）〕 農協、営農集団、農業法人、認定農業者 等</p> <p>〔事業内容〕〔対象経費〕 以下の取組に必要な機械・施設等の導入を支援します。</p> <p>(1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備</p> <p>① 先端技術の導入支援 ICTを活用したスマート農業の実践、新規作物の導入・省力化に必要な機械や施設の整備等を支援。(ICTを活用した高度な環境測定器および環境制御技術、農薬散布ドローン、GPS内蔵自動走行トラクター等)</p> <p>② 高品質・安定生産に向けた取組支援 高品質な農作物を安定的に供給するために必要な機械・施設等の設備の導入を支援する。(収穫機、養液土耕システム、色彩選別機、果樹棚の整備および補修等) ※汎用性の高い機械は対象外(トラック、フォークリフト、動力噴霧機等)</p> <p>(2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備 ・「イバラキング」の贈答用販売や輸出向けのメロンの品質安定化に取り組むために必要なパイプハウス等の施設及び非破壊糖度計の機械の導入支援</p> <p>〔補助要件等（主なもの）〕</p> <p>(1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備</p> <p>① 受益農家戸数が3戸以上であること。 ※先端技術導入の場合は受益農家戸数が1戸以上であること。</p> <p>② 事業実施主体又は受益農家には認定農業者が含まれていること。</p> <p>③ 事業費が160万円以上であること。</p> <p>④ 事業実施後、3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上が見込めること、又は生産コストの3%削減が見込めること。</p> <p>(2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備</p> <p>① 高品質メロン創出に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質な「イバラキング」の栽培に取り組むこと。 ・当該事業により生産したメロンについて、百貨店、果実専門店等で贈答用として試験販売に取り組むこと。 <p>② 輸出向けメロンの品質安定化に向けた施設の高度化に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メロンのトンネル栽培からパイプハウス栽培に切り替えること。 ・過去3年間において輸出実績があり、安定的な輸出ルートが確保されていること。 ・生産した果実の試験輸出に取り組むこと。

〔補助限度額・補助率〕

- (1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備：1/3 以内
- (2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備：1/2 以内

問合せ先

◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課

県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		

- ◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921
- 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954
- 露地野菜G TEL：029-301-3950

新たに抹茶の生産に係る施設を整備したい

事業名	いばらきの抹茶産地育成事業												
分類	【機械・施設整備】												
事業要旨	急増する国内外の需要に対応した茶生産への転換を加速化するため、高品質な抹茶づくりに取り組む事業者の機械・施設整備を支援します。												
事業概要	<p>〔事業主体（事業対象）〕 農業者の組織する団体、製茶事業者 等</p> <p>〔事業内容〕 高品質な抹茶づくりに取り組む事業者の機械・施設整備を支援します。</p> <p>〔補助要件等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益農家数が5戸以上であること ・目標年度までにてん茶の生産を開始すること ・達成すべき成果目標の基準を満たしていること <p>〔対象経費〕 抹茶専用の加工施設の整備費 等</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 2/3以内</p>												
問合せ先	<p>◆お住まいの市町村の農政主管課</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3034</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9169</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921</p>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169										

国内外の需要に対応するため枝物の生産体制を強化したい

事業名	いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業（県単）																			
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】																			
事業要旨	国内外の旺盛なハナモモを中心とした枝物需要に対応するため、生産農地の拡大や、機械類の導入による生産体制の強化に取り組み、全国をリードする枝物トップランナー産地の拡大を目指します。																			
事業概要	<p>〔事業主体（事業対象）〕 農業者、新規就農者、農業者の組織する団体等</p> <p>〔事業内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 <ol style="list-style-type: none"> （1）荒廃農地等を枝物生産に適した圃場へ整備することによる生産農地の拡大 （2）生産力の低下した圃場の改植促進による生産力の維持・強化 2 規模拡大に伴い増加する労力の削減に向けた機械類の導入（乗用草刈機等） <p>〔補助要件等〕</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）再生作業を実施した農地において、3年以上枝物を生産すること。 （2）荒廃農地等を1a以上再生すること。ただし、機械類の導入を行う場合は、10a以上再生すること。 <p>〔対象経費〕 荒廃農地の再生等による枝物生産農地の拡大経費及び労力削減に向けた機械類の導入に係る経費</p> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 補助率 1/2 以内（上限 1a あたり 2 万円） 2 労力削減に向けた機械類の導入 補助率 1/2 以内（上限 1,500 千円） 																			
問合せ先	<p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">荒廃農地再生</th> <th style="width: 45%;">機械類の導入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>0294-80-3301</td> <td>0294-80-3303</td> </tr> <tr> <td>県央</td> <td>029-350-3017</td> <td>029-221-3034</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>0291-33-6285</td> <td>0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7083</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>0296-24-9169</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954</p>			荒廃農地再生	機械類の導入	県北	0294-80-3301	0294-80-3303	県央	029-350-3017	029-221-3034	鹿行	0291-33-6285	0291-33-4117	県南	029-822-7083	同左	県西	0296-24-9169	同左
	荒廃農地再生	機械類の導入																		
県北	0294-80-3301	0294-80-3303																		
県央	029-350-3017	029-221-3034																		
鹿行	0291-33-6285	0291-33-4117																		
県南	029-822-7083	同左																		
県西	0296-24-9169	同左																		

効率的、高収益な生産出荷体制を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業費 (いばらきの産地パワーアップ支援事業収益性向上対策)												
分類	【機械・施設整備】												
事業要旨	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設整備等や機械等のリース導入等を、すべての農作物を対象として支援します。												
事業概要	<p>【事業主体（事業対象）】 市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>【事業内容】 (1)整備事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設の整備等を支援します。 (2)基金事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械のリース導入や生産資材の導入等を支援します。</p> <p>【補助要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象：地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体 ・ 面積要件：水稲 50ha、麦 30ha、大豆 20ha、いも類 25ha、茶 10ha、果樹 10ha、露地野菜 10ha、施設野菜 5 ha、露地花き 5 ha、施設花き 3 ha、特用林産物 2 ha 等であること (中山間地域等においては、要件の緩和あり) ・ 機械のリース導入は、本体価格が 50 万円以上であること。 ・ 施設整備の実施にあたっては、費用対効果の分析を実施し、投資効率が 1.0 以上であること。 <p>【対象経費】 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、果樹の改植に必要な経費、高収益作物・栽培体系への転換に必要な資材導入等に要する経費等 (水稲乾燥調製施設、野菜・果樹集出荷貯蔵施設、農産物加工処理施設、低コスト耐候性ハウス、生産技術高度化施設、GPS 活用型農業機械 等)</p> <p>【補助限度額・補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助限度額：20 億円以内/事業・年 ・ 補助率：1/2 以内 (ただし、品目や整備する施設等により異なる) 												
問合せ先	<p>◆お住まいの市町村の農政主管課</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3034</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9169</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆産地振興課 農産・特産振興 G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954 露地野菜 G TEL：029-301-3950</p>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169										

生産から流通までの取組に必要な大規模共同利用施設を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらきの強い農業づくり総合支援事業）												
分類	【機械・施設整備】												
事業要旨	国内農産並びに園芸作物の安定供給体制の確立を図るため、販売価格の向上や販売量の増大及び生産流通コストの低減等、生産から流通までの強い農業づくりに必要な大規模共同利用施設の整備等を支援します。												
事業概要	<p>〔事業主体（事業対象）〕 市町村、公社、農業者の組織する団体等</p> <p>〔事業内容〕 販売価格の向上や販売量の増大、生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化の取組等に必要な大規模共同利用施設の整備等を支援します。</p> <p>〔補助要件等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費：5千万円以上（農業機械は対象外）であること。 ・受益者数：受益農業従事者が5名以上であること。 ・受益面積：水稲50ha以上、麦30ha以上、大豆20ha以上、果樹10ha以上、露地野菜10ha以上、施設野菜5ha以上、露地花き5ha以上、施設花き3ha以上、等であること。（品目により異なる） ・事業の実施にあたっては、投資が過剰とならないように、事前に費用対効果の分析を行い、導入により得られる効果の大きい事業を採択します。 ・事業の導入から翌々年度までに目指す成果目標を2つ選定し、現状と目標をポイント化して、事業効果を確保するとともに採択の優先順位を決定します。 <p>〔対象経費〕 農産・園芸作物の生産及び流通に必要な大規模共同利用施設等の整備に係る経費（水稲乾燥調製施設、野菜・果樹・花き集出荷貯蔵施設、農産物加工処理施設、低コスト耐候性ハウス、生産技術高度化施設、等）</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 補助率：1/2以内（ただし、品目や整備する施設により異なる） 補助限度額：20億円以内（ただし、整備する施設等により異なる）</p>												
問合せ先	<p>◆お住まいの市町村の農政主管課</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3034</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9169</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950</p>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169										

農業支援サービス（農作業受委託等）に必要な機械等を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業費 (いばらきの農業支援サービス事業緊急拡大支援対策)												
分類	【機械・施設整備】												
事業要旨	<p>農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を支援します。</p> <p>※農業支援サービス：農作業の受委託、機械のリース・レンタル、農業関連のデータ分析、農業現場への人材派遣</p>												
事業概要	<p>【事業主体（事業対象）】 農業者や個人事業者（個人、法人は問わない）、JA、民間事業者等。ただし、いずれも概ね茨城県内においてサービスを提供する事業者であること。</p> <p>【事業内容】 (1) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援のうち立上げ・事業拡大の取組 サービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大に必要なニーズ調査、専門人材の育成等の取組を支援します。 (2) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援のうちスマート農業機械等の導入サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。</p> <p>【補助要件等】 ・農業機械の導入は、本体価格が50万円以上であり、自作地で使用するものでないこと ・農業者の行う農作業を代行する取組の場合は、受委託契約（農業者との直接契約を原則とする）の下で農作業を代行するもの 等</p> <p>【対象経費】 ・サービスの提供にあたって必要となるライセンスの取得経費 ・サービスの提供に要する農業機械の導入経費 等 ・ただし、農産物の乾燥・調製・貯蔵・加工・出荷の代行は農業支援サービスとはみなされないため、それらに必要な機械の導入経費は対象外。（例：乾燥機、色彩選別機等）</p> <p>【補助限度額・補助率】 (1) 定額（上限1,500万円、ただし、事業実施主体がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された促進事業者で、本事業の取組が当該計画の内容と合致している場合は3,000万円） (2) 1/2以内（上限1,500万円、ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円、事業実施主体がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された促進事業者で本事業の取組が当該計画の内容と合致している場合は5,000万円）</p>												
問合せ先	<p>◆お住まいの市町村の農政主管課</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3034</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9169</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921</p> <p>そのほか、国直採メニューも含めた事業全体の情報については、農林水産省のHPをご覧ください。</p>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169										



6次産業化に取り組むために商品開発や施設整備を行いたい

事業名	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用・地域連携推進支援事業、地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）
分類	【機械・施設整備】、【6次産業化】
事業要旨	地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出を推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業にかかわる多様な地域資源を活用した商品開発の取組等や加工・販売施設等の整備を支援します。
事業概要	<p>1 地域資源活用・地域連携推進支援事業〈ソフト事業〉</p> <p>【事業主体（事業対象）】 農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、事業協同組合 等</p> <p>【事業内容】 （1）2次・3次産業と連携した加工・直売の取組に対する支援 （2）新商品開発・販路開拓の取組に対する支援 等</p> <p>【補助要件等】 多様な事業者が連携（事業実施主体を含む3者以上（農林漁業者は必須））するネットワークを構築しており、又は構築することが確実であること 等</p> <p>【対象経費】 （1）調査・検討費、新たなメニュー・新商品等開発費、実需者評価会実施費、通信費、消耗品費等 （2）新商品開発費、消費者評価会実施費、商談会等への出展経費等</p> <p>【補助限度額・補助率】 事業費の1/2以内 等（500万円以内）</p> <p>2 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）〈ハード事業〉</p> <p>【事業主体（事業対象）】 ・「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画等の認定を受けた農林漁業者団体（原則として、農林漁業者3戸以上で構成していること、以下同じ。） ・市町村戦略に基づき取組を行う農林漁業者団体 等</p> <p>【事業内容】 総合化事業計画等に基づいて実施する取組に必要な機械や建物の整備を支援</p> <p>【補助要件等】 ・多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること ・制度資金等の融資を活用すること ・本事業で取り扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等が、おおむね50パーセント以上の生産を行っている又は目標年度までに生産を計画していること 等</p> <p>【対象経費】 農林水産物等の生産・加工・販売等に必要な施設等の整備に要する経費等</p> <p>【補助限度額・補助率】 補助率：事業費の3/10以内（原則1億円以内） （地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出等の取組に関する市町村戦略等に基づく取組等は1/2以内）</p>
問合せ先	<p>◆お住まいの市町村</p> <p>◆農業技術課 研究・普及G TEL：029-301-3936</p>

老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進めたい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらき共同利用施設再編集約・合理化支援事業）												
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】												
事業要旨	生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援します。												
事業概要	<p>【事業主体（事業対象）】 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業者の組織する団体等</p> <p>【事業内容】 生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援します。</p> <p>【補助要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標の基準を満たしていること ・面積要件を満たしていること ・「再編集約・合理化計画（最大3年間）」を作成していること ・修繕・更新に係る積立計画を提出すること ・受益農業従事者（農業の常時従事者）5名以上 ・産地基幹施設を整備するにあたっては、原則として総事業費が5千万円以上 等 <p>【対象経費】 老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設等の再編集約・合理化にかかる経費</p> <p>【補助限度額・補助率】</p> <p>○補助限度額 1年度あたり20億円（整備する施設等により異なる）</p> <p>○補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共同利用施設の再編集約・合理化 1/2以内 2 再編集約・合理化の更なる加速化 1の取組に対し、県・市町村 1/12～0.5/10 以内※、国 1/12～0.5/10 以内 ※県補助はブランド化・差別化を可能とする施設整備の取組に限定 (0.5/10 以内) 												
問合せ先	<p>◆お住まいの市町村の農政主管課</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3034</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9169</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950</p>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169										

有機農業による付加価値向上に取り組みたい

事業名	いばらき有機農業トップランナー事業
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【環境保全型農業】【輸出・販路拡大】
事業要旨	環境負荷を低減した持続的な営農であり、付加価値の高い農産物を生産する有機農業の取組を拡大するために、荒廃農地等の環境整備や農地の貸付、有機農産物の供給力向上に資する機械等の整備、有機 JAS 認証の取得や新商品の開発等を支援します。
事業概要	<p>1 有機農業の団地育成支援</p> <p>【事業主体（事業対象）】 農業者、農業者の組織する団体等</p> <p>【事業内容】 大規模有機団地の整備に必要なパイプハウス資材の購入や農業機械のリース導入等を支援</p> <p>【事業対象品目】 にんじん、たまねぎ、じゃがいも、キャベツ、はくさい、トマト、米</p> <p>【補助要件等】 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件に準ずる。 ・面積要件：露地野菜 10ha 以上、施設野菜 5 ha 以上等 （中山間地域等の生産支援事業のみの場合 5 戸以上の農業者の参加又は取組面積 1ha 以上） ・機械のリース導入は本体価格が 50 万円以上であること 等</p> <p>【対象経費】 パイプハウスの資材購入、農業機械のリース導入等に係る経費</p> <p>【補助率】 いばらきの産地パワーアップ支援事業：5/10 以内 上記事業への上乗せ補助：2/10 以内</p> <p>2 荒廃農地等集約・環境整備支援</p> <p>（1）荒廃農地等の再生（障害物除去・整備・土作り）支援</p> <p>【事業主体（事業対象）】 荒廃農地を再生し有機農業を実践する認定農業者等</p> <p>【事業内容】 荒廃農地の再生に関する取組（刈払い、抜根等）を支援</p> <p>【補助要件等】 再生農地での有機 JAS 認証取得（事業実施後 2 年以内）、有機 JAS 認証取得面積の 2%以上の増加、目標年次において有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上になること等</p> <p>【対象経費】 工事に係る機械費（機械損料）、作業者の労務費、工事を外部委託する際の委託費等</p> <p>【補助限度額・補助率】 1/2 以内（上限 100 千円/10 a、但し抜根有の場合上限 250 千円/10a） ※ 1 ha 以上再生する場合補助率 2/3 以内（上限 150 千円/10 a、同上限 350 千円/10a）</p> <p>（2）農地貸付協力金</p> <p>【事業主体（事業対象）】 有機農業を実践する認定農業者等に農地を貸し出す地権者等</p> <p>【事業内容】 有機農業の規模拡大に必要な農地を貸付ける者に対し、協力金を交付</p>

〔補助要件等〕

農地中間管理機構を通じて 20a 以上の面積を貸借すること（複数地権者による合算も可）、耕作者が貸付農地と同面積で有機 JAS 認証を取得すること等

〔補助限度額・補助率〕

定額（15 千円/10a、但し、1ha 以上まとまった農地の場合 20 千円/10a）

3 有機農産物の供給能力向上支援

〔事業主体〕

市町村協議会、農協、営農集団などの農業団体及び農業法人、農業者等

〔事業対象〕

市町村等

〔事業内容〕

有機農産物の有機 JAS 認証を新規取得または認証の拡大意向のある者を対象に有機農産物や有機加工食品の認証取得に係る経費を支援

〔補助要件等〕

（1）有機農産物の有機 JAS 認証取得有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上となること※ 等
※新規で認証を取得する者はこの限りではない

（2）有機加工食品の有機 JAS 認証取得有機農産物の有機 JAS 認証取得者が所有する加工施設等での有機加工食品の有機 JAS 認証を取得すること 等

〔対象経費〕

① 有機 JAS 講習会受講に係る経費、②有機 JAS 認証費用に係る経費

〔補助限度額・補助率〕

定額①上限 10 千円、②上限 140 千円

4 有機農産物新商品開発チャレンジ支援

〔事業主体（事業対象）〕

認定農業者等

〔事業内容〕

原則、有機 JAS 認証を新規取得する意向のある者及び認証の拡大取得の意向のある者が行う新規作物（果物等）栽培や商品加工、販路開拓等への新規取組を支援

〔補助要件等〕

事業対象品目はいちご、くり、なし、ぶどうとし、事業実施 3 年後を目途に、事業対象品目を栽培するほ場で新規に有機 JAS 認証を原則、概ね 10a 以上取得すること（既に有機 JAS 認証を 10a 以上取得している場合は認証面積を 5 % 以上増加させること）又は農業所得を向上させること 等

〔対象経費〕

事業を実施するために必要な委託、報償等に係るソフト経費、備品購入等に係るハード経費（取得価格 10 万円以上のもの）

〔補助限度額・補助率〕

1/2 以内（補助上限 1,600 千円。うち、ハード経費の上限は原則 800 千円）

5 土づくりの推進支援 ※1

〔事業主体〕

市町村等

〔事業対象〕

農業者、農業者の組織する団体、民間事業者

〔事業内容〕

地力の向上を目的とした堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組支援

〔補助要件等〕

県が策定した実施方針に基づいた事業計画、成果目標の設定及び地域の産地パワーアップ計画に位置付けられた目標の達成

	<p>〔対象経費〕 堆肥等の購入・施用等に要する経費、実証前後の土壌分析、堆肥散布機械のリース導入等</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 定額（堆肥等の実証的活用 30 千円/10a（ペレット堆肥 35 千円/10a）、機械のリース導入に係る費用のみ 1/2 以内） ※1 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件等に準ずる。</p> <p>6 儲かる産地支援（有機枠）</p> <p>〔事業主体〕 市町村等</p> <p>〔事業対象〕 認定農業者、農業法人、農協、営農集団 等</p> <p>〔事業内容〕 有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入支援</p> <p>〔補助要件等〕</p> <p>①規模・生産拡大を志向する有機 JAS 認証取得者及び新規取得予定者（目標年次における有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上となること） ②農業経営基盤強化促進法に基づく認定または地域計画に位置付けられた農業者であること ③本体価格が 10 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む）であること ④事業実施により有機 JAS 認証取得面積の 5%以上向上が見込めること 等</p> <p>〔対象経費〕 有機農産物等の生産性、供給力又は品質の向上のために必要な生産、出荷調整の機械やパイプハウス資材（骨材と被覆材）等の導入支援。</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 本体価格の 1/2 以内（補助上限 5,000 千円）</p>												
<p>問合せ先</p>	<p>◆農業技術課有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" data-bbox="347 1326 1337 1406"> <tr> <td>県北</td> <td>0294-80-3303</td> <td>県央</td> <td>029-221-3034</td> <td>鹿行</td> <td>0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9174(園芸)</td> <td colspan="2">0296-24-9169(農産)</td> </tr> </table>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174(園芸)	0296-24-9169(農産)	
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174(園芸)	0296-24-9169(農産)									

みどりの食料システムに向けて環境にやさしい取組を進めたい

事業名	みどりの食料システム戦略推進事業														
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【環境保全型農業】														
事業要旨	みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを支援します。														
事業概要	<p>1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 〔事業主体（事業対象）〕 市町村等 〔事業内容〕 地域ぐるみで、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組や、産地と消費地の連携等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出 〔補助要件等〕 有機農業実施計画の策定、 「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への加盟 等 〔補助率〕 定額（取組年度毎に上限設定あり、機械購入及びリースに係る経費のみ 1/2 助成）</p> <p>2 有機転換推進事業 〔事業主体〕 市町村等 〔事業対象〕 農業者 〔事業内容〕 国際水準の有機農業転換に必要な生産資材等のかかり増し経費を支援 〔補助率〕 定額（20 千円/10a） 〔補助要件等〕 みどり認定を受けている又は成果目標年度までに受ける予定であること 事業を活用した農地で将来的に有機 JAS 認証を取得すること 等</p> <p>3 みどりの事業活動を支える体制整備 〔事業主体（事業対象）〕 特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けた農業者、大規模に有機農業に取り組むみどり認定者 等 〔事業内容〕 みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）等の認定を受けて行う機械や施設の導入を支援 〔補助要件等〕 認定を受けた計画の中に記載のある環境負荷低減の取組に必要な機械や施設の導入であること 〔補助率〕 1/2 以内</p> <p>4 先進的有機農業拡大促進事業 〔事業主体（事業対象）〕 農業者 〔事業内容〕 有機農業に拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援 〔補助要件等〕 スマート農業技術に関する農業機械や設備を導入すること 地域計画に位置付けられている又は位置付けられることが確実であること みどり認定を受けている又は、受けることが確実と見込まれること 化学肥料及び農薬の施用及び使用量を低減した栽培方法の2年以上の取組実績があること 等 〔補助率〕 1/2 以内（機械等の導入）、定額（その他有機農業の拡大に必要な取組）</p>														
問合せ先	<p>◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3034</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9174</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117										
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174												

施設での園芸品目の高温対策に取り組みたい

事業名	園芸産地高温対策事業												
分類	【気候変動】【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】												
事業要旨	近年の高温環境における施設園芸品目の安定生産技術を推進するため、ハウスの換気装置、遮光・遮熱資材、冷却技術の複数技術の導入を支援する。												
事業概要	<p>〔事業主体（事業対象）〕 施設園芸経営体、 認定農業者、認定新規就農者、農業法人、農業者の組織する団体※ ※農業者の組織する団体は、受益農家戸数が3戸以上に限る。</p> <p>〔事業内容〕 ①換気、②遮光・遮熱、③冷却の複数の高温対策技術の取組を支援</p> <p>〔対象品目〕 園芸品目（施設野菜、施設花き） ※露地栽培（野菜、花き）の育苗ハウスも対象。ただし、高温環境下で育苗する品目に限る。</p> <p>〔補助要件等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず複数の対策技術に取り組むこと（①換気＋②遮光・遮熱は必須とする）。 ・既に対策技術に取り組んでいる場合は、既存の資材や装置も対策技術とみなす。 ・施設で園芸品目を栽培していること。 ・県が定める「強靱化ハウス」の要件を満たすこと、又は施設園芸共済や民間の保険等に参加していること。 ・収量目標について、現状から向上かつ県が設定する収量基準を概ね満たすこと。 ・事業終了後も同一品目を栽培すること（導入する機械、装置等の耐用年数以上）。 <p>〔対象経費〕</p> <p>①換気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外気導入器、肩部分換気装置、妻面換気装置、天窓換気装置 等 ※サイド（側窓）換気は対象経費としない。 <p>②遮光・遮熱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮光ネット、遮熱ネット、遮熱フィルム 等 ※塗布剤は対象経費としない。 <p>③冷却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ、細霧冷房、エアコン夜冷装置、パッド&ファン、屋根散水 等 ※設置に係る費用も含む。ただし、自力施工に係る費用は除く。 <p>〔補助限度額・補助率〕 200万円（1経営体当たり）、1／3以内</p>												
問合せ先	<p>◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3034</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9174</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174										

環境にやさしい栽培技術又は気候変動適応技術と省力化技術に取り組みたい

事業名	茨城県グリーンな栽培体系加速化事業												
分類	【気候変動】【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【環境保全型農業】												
事業要旨	「環境にやさしい栽培技術」又は「気候変動適応技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。												
事業概要	<p>〔事業主体（事業対象）〕 産地の農業者や農業協同組合等の関係者が参画する協議会、農業協同組合、市町村等</p> <p>〔事業内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 グリーンな栽培体系の検討（必須） <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会の開催 ・ グリーンな栽培体系の検証 ・ グリーンな栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定 ・ 情報発信 2 グリーンな栽培体系の技術検証に必要なスマート農業機械等の導入（選択） <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンな栽培体系の検証に必要な環境負荷低減・省力化に資する機械の導入 <p>〔補助要件等〕 播種・定植前準備～収穫・収穫後作業までの作業段階において、検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術又は気候変動適応技術と省力化に資する技術を検証すること。ただし、検証する技術は、試験研究機関等において、環境負荷低減、高温等の影響を回避・軽減する効果が認められているものに限る。</p> <p>〔対象経費〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 グリーンな栽培体系の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンな栽培体系の検証に必要な以下の経費 ほ場・機械等の借上費、掛かり増し資材等の購入費、土壌診断等の役務費 等 ・ 検討会の開催等に係る以下の経費 会場借料・旅費・講師謝金・通信運搬費、印刷製本費 等 2 グリーンな栽培体系の技術検証に必要なスマート農業機械等の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンな栽培体系の検証に必要な機械の購入またはリース導入費用 ※対象とならない経費：汎用性の高い機械等の購入費、対照ほ場の資材費 等 <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 グリーンな栽培体系の検討 300万円・定額（有機農業の検討又は環境負荷低減・気候変動適応技術の取組を2つ以上実施する場合は360万円。 2でスマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証を実施する場合は限度額を100万円引上げ。） 2 グリーンな栽培体系の技術検証に必要なスマート農業機械等の導入 1,000万円・1/2以内 												
問合せ先	<p>◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3034</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9174</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174										

ハウスの補強や防風ネットを設置して災害に備えたい

事業名	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 (国：園芸産地における事業継続強化対策)												
分類	【気候変動】【機械・施設整備】												
事業要旨	自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた、産地ごとに必要な耐候性を踏まえた複数農業者による事業継続計画(BCP)の見直し等を支援する。また、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援する。												
事業概要	<p>【事業主体（事業対象）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体：都道府県 ・取組主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 <p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 園芸産地における事業継続計画の検討、策定及び見直し等 <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画策定や見直しに向けた検討会の開催、推進に向けた講習会の開催、非常時の協力体制整備に向けた検討会の開催 等 2 園芸産地における事業継続計画の実践 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 <ul style="list-style-type: none"> ・農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工研修会の開催 ・被災後に協力体制や自力施工技術を活用してハウスの普及を行う実証の取組 (2) 既存ハウスへの被害防止対策 <p style="margin-left: 20px;">【対象：今後10年以上利用が見込まれるハウス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス本体の補強（筋交い直管、ダイバー等の設置） ・防風ネットの設置、非常用電源の導入 等 <p>【補助要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。 ・2戸以上の農業者から構成されていること。 ・既存ハウスへの被害防止対策への取組については、以下の全てを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①事業継続計画の検討、策定及び見直し等、非常時の協力体制整備を実施すること。 ②個々の経営体で事業継続計画を策定すること。 ③対象となるハウスについて園芸施設共済又は民間の保険に加入すること。 ④対象となるハウスは今後10年以上利用するものであること。 ⑤ハウス本体に直接補強する場合、風速36m/s以上に耐えうる対策をすること <p>【対象経費】 資材費、役務費、機械設備費、通信運搬費、消耗品費、委託費、旅費 等</p> <p>【補助限度額・補助率】</p> <p>補助率：1 事業継続計画の検討、策定及び見直し、非常時の協力体制の整備：定額 : 2 園芸産地における事業継続計画の実践 (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証：定額 (2) 既存ハウスへの被害防止対策：1/2以内</p>												
問合せ先	<p>◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3034</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9174</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174										

再生可能エネルギー利用にモデル的に取り組みたい

事業名	地域循環型エネルギーシステム構築事業【国補】
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、再生可能エネルギー利用のモデル的取組支援等、持続的な食料システム構築への取組を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体（事業対象）〕 地方公共団体等が構成する協議会、地方公共団体又は民間団体等 ※設備導入を行う場合は協議会の組織が必須</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>1 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 次の取組を支援する。 ①推進会議の開催（必須） 関係者で地域モデルの検討、事業成果のとりまとめを実施する推進会議の開催。 ②課題解決に向けた調査等（必須） 発電設備下における作目や栽培体系、発電設備の遮光率や強度、設置場所の調査、先進地区の視察等を実施。 ③発電設備の導入（任意）</p> <p>2 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援 次の取組を支援する。 ①推進会議の開催（必須） 事業の進捗管理や発電した電気の利用法の検討、事業成果のとりまとめを実施する推進会議の開催。 ②課題解決に向けた調査等（必須） 導入にあたり最適な設置方法・設置場所等の調査・検討や、発電量・電気の利用方法・経済性・耐久性に関する調査・検討などを行う。 ③次世代型太陽電池の導入（必須）</p> <p>3 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援 次の取組を支援する。 ①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証を実施。 ②未利用資源の混合利用促進 既存ボイラー形式等の使用・運用実態等の調査や、炉への影響や混合利用による効果検証等を実施。</p>

〔補助要件等〕

- 1 営農型太陽光発電のモデル的取組支援
 - ・協議会等において、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーに関する知見や経験を有している者による体制が確保されていること。
 - ・事業実施内容が、地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できること。
- 2 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援
 - ・協議会等において、次世代型太陽電池に関する知見や経験を有している者による体制が確保されていること。
 - ・国産の原材料を活用するなどにより、次世代型太陽電池産業の競争力強化に寄与する内容となっていること。
- 3 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援
 - ・検討会には構成員として農業者及び都道府県又は市町村は必ず参画するものとする。
 - ・事業実施により、将来的に資源作物の栽培面積が拡大し、バイオ燃料等の製造が見込まれること。

〔対象経費〕

- ①営農型太陽光発電モデルの策定に係る経費
- ②次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデルの策定に係る経費
- ③未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援に係る経費

〔補助限度額・補助率〕

- ・ 1 の取組：定額、1/2 以内（機械の貸借、模型の設置、発電設備に係る経費）
※上限額 1 営農型太陽光発電設備当たり 800 万円
- ・ 2 の取組：定額、1/2 以内（機械の貸借、次世代型太陽電池に係る経費）
※上限額 推進会議の開催、調査、次世代型太陽電池の導入の合計で 1,700 万円
- ・ 3 の取組：定額
※上限額 資源作物の栽培実証については 500 万円

問合せ先

- ◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931
- ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課

県北	0294-80-3301	県央	029-350-3017	鹿行	0291-33-6285
県南	029-822-7083	県西	0296-24-9164		

農業用機械・施設を整備したい

事業名	経営体育成支援事業（農地利用効率化等支援事業・地域農業構造転換支援事業）												
分類	【機械・施設整備】												
事業要旨	地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要農業用機械・施設の導入を支援します。												
事業概要	<p>〔事業主体（事業対象）〕 市町村</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>1 農地利用効率化等支援事業</p> <p>（1）融資主体支援タイプ</p> <p>①融資主体型補助事業 融資を受けて、経営改善に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援。 助成対象者：地域計画のうち目標地区に位置付けられた者（認定農業者等）</p> <p>②追加的信用供与補助事業 融資主体型に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への補助金の積み増しによる金融機関への債務保証の拡大を支援。（上記①の助成対象者が希望する場合） 助成対象者：県農業信用基金協会</p> <p>（2）条件不利地域支援タイプ 経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援。 助成対象者：農家3戸以上で組織する団体、農協、土地改良区等</p> <p>2 地域農業構造転換支援事業 地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援 助成対象者：地域計画のうち目標地区に位置付けられた者（認定農業者等）</p> <p>〔補助要件等〕</p> <p>（1）融資主体型補助事業 助成対象者が融資を受けて行う取組であること等。</p> <p>（2）地域農業構造転換支援事業 地域計画の目標集積率が6割以上であること等。</p> <p>〔対象経費〕 事業費が整備内容ごとに50万円以上</p> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <p>（1）融資主体支援タイプ</p> <p>①融資主体型補助事業 融資残額以内、3/10以内（300万円、600万円）</p> <p>②追加的信用供与補助事業 定額</p> <p>（2）条件不利地域支援タイプ 1/2以内（4,000万円）</p> <p>（3）地域農業構造転換支援事業 購入：3/10以内、リース：購入価格の3/7相当 （法人3,000万円、個人1,500万円）</p>												
問合せ先	<p>◆農業経営課 基盤強化G TEL：029-301-3833</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3301</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3012</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-6285</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7083</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9164</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	県北	0294-80-3301	県央	029-221-3012	鹿行	0291-33-6285	県南	029-822-7083	県西	0296-24-9164		
県北	0294-80-3301	県央	029-221-3012	鹿行	0291-33-6285								
県南	029-822-7083	県西	0296-24-9164										

農場の防疫対策（防鳥ネット、消毒機器の整備など）に取り組みたい

事業名	農場防疫対策支援事業								
分類	【畜産】【機械・施設整備】【鳥獣被害対策】								
事業要旨	家畜伝染病の発生予防のため、地域一体となったねずみ等の野生動物の侵入防止・駆除等の研修会や、動力噴霧器、簡易消毒ゲートの整備など、農場防疫の向上のための取組を支援します。								
事業概要	<p>〔事業主体（事業対象）〕 茨城県内の市町村、農業協同組合、市町村衛生指導協会等（自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体）、防疫対策の実施を目的とした生産者の組織する団体</p> <p>〔事業内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域協議会の開催 当該地域における農場防疫に係る課題を把握し、必要な対策を検討するため、行政、家畜の所有者、獣医師等の関係者による地域協議会を開催します。 2 農場防疫対策の普及等 1の地域協議会の結果を踏まえ、地域が一体となったねずみの駆除、野生動物の侵入防止対策、消毒等の防疫対策の適切かつ効率的な実施方法について研修を行うなど、その普及を図るとともに、これらの対策の実施に必要な資材の整備を支援します。 <p>〔補助要件等〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域協議会の開催 地域における農場防疫に係る課題の把握と必要な対策の検討 2 農場防疫対策の普及等 <ul style="list-style-type: none"> ・防疫能力が向上する防鳥ネットや動力噴霧器等の導入 ※単なる更新や補修は補助対象外となります。 ・事業実施主体による資材の整備及び管理 ・飼養頭数、使用頻度、衛生状況及び地域の実情等を勘案した適切な資材の整備 <p>〔対象経費〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防鳥ネットの設置、動力噴霧器の整備等の資材整備に必要な経費 ・ねずみ駆除対策は、地域協議会が実施するねずみの駆除に関する研修会に必要な経費（研修の開催に必要な消耗品、殺鼠剤やねずみ取り（罠・粘着シート）を含む） <p>〔補助限度額・補助率〕 1/2 以内（予算の範囲内）</p>								
問合せ先	<p>◆畜産課 家畜衛生対策室 TEL：029-301-3982</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 畜産振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-87-6680</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-231-0476</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-8521</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9166</td> </tr> </table>	県北	0294-87-6680	県央	029-231-0476	県南	029-822-8521	県西	0296-24-9166
県北	0294-87-6680	県央	029-231-0476						
県南	029-822-8521	県西	0296-24-9166						

輸出先国の規制に対応した食品加工施設を整備したい

事業名	茨城県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
分類	【機械・施設整備】、【輸出・販路拡大】
事業要旨	農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出先国の規制等（輸出に必要な HACCP 等の認定・認証の取得）への対応に必要な施設や機器の整備、認証取得のためのコンサルティング経費等を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体（事業対象）〕 食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等 ※法人格を有する農林漁業者等が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む。</p> <p>〔事業内容〕 (1) 施設等整備事業 輸出先国の規制等（輸出に必要な HACCP 等の認定・認証の取得）への対応に必要な施設や機器の整備を支援。 ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分が補助対象。 (2) 効果促進事業 (1)の施設・機器の整備と一体的に行い、認証の取得のために必要となるコンサルティング等の経費を支援。</p> <p>〔補助要件等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標年度における輸出額を、現状の輸出額より 2 千万円以上増加させること。 ・ 輸出先となるターゲット国が決定しており、輸出しようとする品目（商品）について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。 ・ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。 ・ 補助対象事業費に充てるために金融機関等から補助対象事業の全体事業費の 10% 以上の貸付けを受けて事業を実施すること。 ・ 事業実施主体において HACCP チームが編成されていること。なお、チームメンバーには HACCP 研修受講者を必ず含むこと。 等 <p>〔対象経費〕 交付対象施設・機器の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・加工・流通等の施設の新設・増築・改修（かかり増し分） ・ エアーシャワー、殺菌機等の衛生管理設備の導入 ・ 温度管理を要する装置・設備の導入 ・ コンサルティングの導入 等 <p>〔補助限度額・補助率〕 (1) 補助率：1/2 以内 (2) 補助額上限・下限：国予算区分で異なるため、下記問合せ先に確認ください。 ※予算は事業計画の内容により国が決定します。</p>
問合せ先	◆営業戦略部 販売戦略課 戦略・分析 G TEL：029-301-3966